No.１４

令和７年（９月）

# 第３回定例会
# 専決処分の報告

熊谷市

目　　次


| 報告番号 | 専決処分の内容 | 所管課 | 頁 |
|---|---|---|---|
| 第３２号 | 損害賠償の額の決定及び和解について | 公園緑地課 | 1 |
| 第３３号 | 損害賠償の額の決定及び和解について | 熊谷消防署 | 3 |

報告第３２号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、令和７年７月４日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和７年９月２日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

損害賠償の額の決定及び和解について

市は、中央公園内における事故による損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

１　損害賠償の額及び内容

５２，０３２円

治療費、慰謝料及び眼鏡修理費

２　損害賠償の相手方

３　和解の内容

市は、上記のとおり相手方に対し損害賠償する。

事件の概要

令和６年１２月３０日（月）午後６時３０分頃、相手方が中央公園の外周園路を通行中、宮町二丁目３７番１地先において、伐採した樹木の切り株につまずき転倒したため、相手方を負傷させるとともに、相手方の眼鏡を損傷させた。



報告第３３号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、令和７年８月６日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和７年９月２日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

損害賠償の額の決定及び和解について

市は、自動車事故による損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

１　損害賠償の額及び内容

１２１，０００円

フェンス修繕費

２　損害賠償の相手方

熊谷市拾六間４１９番地

学校法人　浅見学園

理事長　時　田　泰　忠

３　和解の内容

市は、上記のとおり相手方に対し損害賠償する。

事件の概要

令和７年５月２日（金）午後４時２３分頃、熊谷消防署玉井分署職員が拾六間４９８番１地先において消防車両を後退させたところ、同車両の左後部が相手方フェンスに接触し、当該フェンスを損傷させた。

